

# マルチステークホルダー方針

三井住友信託銀行株式会社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

## 記

### 1. 従業員への還元

三井住友信託銀行株式会社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善として、人的資本の強化や更なる生産性の向上に資するよう、人的資本投資に積極的に取り組み、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、社会共通資本である人的資本への投資拡大として、従業員の多様な専門性や役割を公正に評価し、安定的・持続的な給与水準向上に取り組めます。また、リスクリングプログラムの拡充など人材育成投資を進め、従業員一人ひとりの自律的なキャリア形成を支援します。これらの人的資本投資を通じて人的資本を強化し、お客さまや社会への新たな価値提供につながる好循環の創出を目指してまいります。

### 2. 取引先への配慮

三井住友信託銀行株式会社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

・パートナーシップ構築宣言の登録日【令和4年8月31日】

・パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/16427-11-00-tokyo.pdf>】

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和5年5月12日  
三井住友信託銀行株式会社  
取締役社長 大山 一也